

納税で明るい社会

を送るために使われる税金

正しい申告で笑顔な家族



町では3月2日から3月16日まで税の申告相談を行います。この申告は平成3年中の所得を申告するもので、平成3年度の所得税、平成4年度の町県民税、国民健康保険税などの課税基礎となります。申告書がお手元に届きましたら、必ず申告書を提出してください。

税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童手当などの給付や各種証明書の発行に必要な資料となります。

申告相談日時

3月2日(月)～16日(月)
午前9時～午後4時
3月7日(土)午前9時～12時

申告相談会場

役場第1・2会議室

所得税・町県民税の申告は4年度の課税の基礎資料

生まれたときから老後の生活まで、私たちの人生は、税によるサービスと密接なかわりをもっています。今年も平成3年の申告の時期を迎え、お宅の決算は済みましたでしょうか？正しい申告で笑顔な毎日を。

所得税

- ① お母さん 今月からお小遣い二郎より多くしてよ
兄さん そりゃ
ずるいよ
- ② そうよ 同じぞ いいじゃない
ダメだよ
- ③ どうして？
だって税金の計算では「扶養控除額」はほかの方が二郎より10万円も多いんだよ
- ④ そのズバリとあり
- ⑤ 扶養控除額は扶養親族1人につき35万円
ただし扶養親族が16歳以上23歳未満の場合は45万円になるんだ
- ⑥ ホーラ だから二郎より多くしてもらいたいってわけ
ダメよ 家計の予算があるんだから
- ⑦ どうしても言うんなら値上分はお父さんからもらいなさい
- ⑧ 理解のあるお父さんお願い！
こりゃやばい たったな

- 申告相談に持参するもの
- 事業所得（営業・農業等）の方は収支金額や、必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの
 - お勤めの方は源泉徴収票
 - 借地などのある方は、その領収書
 - 生命保険料及び個人年金支払証明書
 - 損害保険料支払証明書
 - 小規模企業共済掛金支払証明書
 - 障害者手帳
 - 国民健康保険証
 - 印かん
 - その他申告に必要なもの
- また、2月中の相談は税務課で応じます。